

健康・福祉

健康 障害のある方 高齢者

認知症は若い人も発症することがあります

65歳未満に発症する認知症のことを、若年性認知症といいます。家庭や社会で重要な役割を担っている世代のため、周囲の理解と支援が必要です。

利用できる制度や手続き、相談窓口等をまとめた冊子があります。

配布場所／あんしんすこやかセンター等(認知症在宅生活サポートセンターのホームページ(二次元コード)、区HPからもご覧になれます)



他11月29日(土)には、オンライン講演会を開催。詳しくはホームページをご覧ください。

問介護予防・地域支援課 ☎5432-2954 FAX5432-3085 区HPQ 2939

高齢者住宅改修相談・住宅改修費助成をご利用ください

1 高齢者住宅改修相談(無料)

内容／理学療法士等を派遣し、お身体の状態に合わせた改修内容をアドバイス

対65歳以上で住宅改修を行う方

2 高齢者住宅改修費助成(利用者負担あり)

内容／居住中の住宅の改修に要する費用の一部を助成

対 予防改修＝区内に住所を有する65歳以上で要介護認定が非該当の方のうち、訪問調査を行い住宅改修が必要と認められた方

設備改修＝区内に住所を有する65歳以上で要介護認定を申請した方のうち、訪問調査を行い住宅改修が必要と認められた方(所得制限あり)

問 保健センター専門相談課 ☎6265-7546 FAX6265-7549、総合支所保健福祉課(世田谷 ☎5432-2850 FAX5432-3049、北沢 ☎6804-8701 FAX6804-8813、玉川 ☎3702-1894 FAX5707-2661、砧 ☎3482-8193 FAX3482-1796、烏山 ☎3326-6136 FAX3326-6154)

要介護等認定を受けている高齢者の税申告に伴う障害者控除

65歳以上の要支援・要介護認定者で一定の基準を満たす方には、申請により税法上の障害者控除を受けるための認定書を交付します。お住まいの地域の総合支所保健福祉課にご相談ください。

問 総合支所保健福祉課 ☎・FAX 前記「高齢者住宅改修相談・住宅改修費助成をご利用ください」の記事参照

区HPQ 221

健康のための講座(保健センター)

1 はじめての減塩チャレンジ講座

対 ①12月9日(火)②12日(金)いずれも午後2時20分

～3時30分

2 体幹バランス&脚力向上太極拳教室

対 12月12日～8年3月6日の毎週金曜午前10時～11時30分(1月2日を除く、全12回)

共通事項

費 1回400円(指導料)

申 ホームページ(二次元コード)、問へ電話・FAX(記入例3面。性別、生年月日も明記) 11月19日まで ※抽選結果は当選者にのみ通知。

場・問 保健センター(松原6-37-10) ☎6265-7473 FAX6265-7429

対象・定員等詳しくは、ホームページをご覧ください▶



相談してみませんか

高次脳機能障害の相談会

対 区内在住で高次脳機能障害のある方、そのご家族、支援者

対 12月24日(水)午前10時～正午

場 保健医療福祉総合プラザ

講 渡邊修(保健センター嘱託医)

申 問へ電話・FAX(記入例3面)

11月17日から 先着10組

問 保健センター専門相談課 ☎6265-7548 FAX6265-7549

ウィッグ・胸部補整具購入費用等助成事業の対象を 8年1月 から拡充します

対 次の①②の全てに該当する方①区内に住所を有する方②以下のいずれかにより、脱毛や乳房の切除等によって地域生活に支障があり、ウィッグや胸部補整具、エピテーゼ(補整用人工物、義眼など)等を必要とする方

- 疾病および治療の影響(手術、抗がん剤治療、放射線治療等)によるもの
- 外傷によるもの(手術により頭髮を剃る場合は除く)
- 脱毛症によるもの(加齢によるものを除く)

助成対象品／ウィッグ(装着用ネット、クリップ含む)、帽子、人工乳房、補整下着、弾性着衣(原則、着圧30mmHg以上が対象)、エピテーゼ、頭皮冷却用キャップおよび冷却用グローブ・ソックス

※医療保険各法による医療に関する給付の対象になるもの、または国・地方公共団体が別に負担する対象となるものは除く。

※1回の申請における個数制限なし。

助成額／対象品の購入やレンタルにかかった費用(上限10万円)

※生涯で2回まで助成を受けることができます(都内他区市町村や世田谷区の同様の事業で助成を受けた回数を含む)。

申請期限／対象品の購入やレンタルの支払いが完了してから1年以内

他 申請書は区HP、世田谷保健所健康企画課にあり。申請には、がん等の治療を受けたことを証明する書類や領収書等の原本が必要です。



問 世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2447 FAX5432-3019 区HPQ 3281

子ども・若者

子ども・若者 子育て

第5回子育て支援者養成研修(全6回)

対 修了後、援助会員として子どもの一時預かりや送迎ができる18歳～おおむね70歳の方(高校生不可)

日程	時間
① 1月14日(水)	午前9時45分～午後4時55分
② 1月15日(木)	午前9時45分～午後3時55分
③ 1月20日(火) 1月21日(水)	午前9時45分～午後0時45分
④ 1月27日(火)	午前9時45分～午後0時15分
⑤ 1月29日(木)	午前9時45分～午後3時15分
⑥ 1月30日(金)	午前9時45分～午後4時20分

場 北沢タウンホール

他 オンライン受講も可。保育士・看護師等の有資格者は、一部科目の受講が任意となります。

申 ホームページ、問へ電話・FAX・ハガキ(記入例3面。年齢、③は希望日があれば明記)

11月17日～12月17日(必着)まで 抽選60人

問 世田谷区ファミリーサポートセンター 〒157-0066 成城6-3-10 4階 ☎5429-1200 FAX5429-1202

詳しくは、ホームページをご覧ください▶

養育費等特別講演会・個別相談会

対 区内在住で離婚を考えている方やひとり親の方、離婚後お子さんと別居されている方など

対 12月20日(土)午前10時～午後2時

場 男女共同参画センターらぶらす

講 特別講演会＝養育費・親子交流相談支援センター講師、個別相談会＝区家庭相談員

他 いずれかへの参加も可。保育可(要申込、先着4人)。特別講演会はオンライン参加も可。

申 区HPからオンライン手続き、問へ電話

12月5日まで 先着15人程度

問 子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX5432-3081 区HPQ 19851

相談してみませんか

こころスペース 思春期・青年期のこころの相談

こころのモヤモヤがなかなかスッキリしないとき、相談員とお話ししながら、対応方法を探してみませんか。

対 思春期・青年期(39歳以下)のご本人、その保護者の方など

対 12月19日、8年2月13日いずれも金曜午後2時30分～4時

場 保健センター(当日会場へ)

問 世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2947 FAX5432-3102

7